

熊労発基0924第1号
令和2年9月24日

各 位

熊本労働局長



熊本県（地域別）最低賃金の改定に係る周知広報について（依頼）

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

最低賃金の周知広報につきましては、平素よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、熊本県（地域別）最低賃金につきましては、令和2年10月1日から時間額793円（昨年度は790円）に改定されることとなりました。この最低賃金を遵守していただくためには、当該最低賃金額を迅速に、かつ、幅広く、対象となる事業主及び労働者に周知徹底することが大変重要であります。

つきましては、この趣旨をご理解いただき、下記事項につきましてご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業（相談支援事業及び業務改善助成金）につきましても、併せて周知していただきますようお願いいたします。

記

1 広報誌（紙）等への掲載

貴団体の機関誌・広報誌（紙）、又はホームページ等に別添掲載文（案）を参照の上、周知広報をお願いします。（なお、掲載いただきました際には、お手数ですが、当該掲載物又は該当部分の写し等を下記担当部署までお送りいただければ幸いです。）

また、テレビ、ラジオ番組等に広報枠をお持ちの場合は、広報内容に入れていただきますようお願いします。

2 ポスターの掲示及びリーフレットの配布

同封してお送りしたポスターを貴団体の事務所等に掲示いただくとともに、来所者などへのリーフレットの配布をお願いします。

3 その他

貴団体主催の適した行事等において、最低賃金額及び支援事業制度の周知をお願いします。（ご要望があれば、当局より担当官を派遣いたします。）

（本件に関するお問い合わせ先）

〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9F

熊本労働局労働基準部賃金室 賃金指導官 嘉悦 正人

電話 096-355-3202 FAX 096-353-6621

メール：kaetsu-masahito@mhlw.go.jp

1-1 最低賃金広報用文書（10月1日以降掲載の場合です。）

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も

熊本県最低賃金が改定されました。

時間額793円（令和2年10月1日から）

この最低賃金は、県内すべての事業所、労働者に適用されます。

詳しいお問合せは、熊本労働局労働基準部賃金室（096-355-3202）

又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

1-2 最低賃金広報用文書（10月1日以前掲載の場合です。）

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も

熊本県最低賃金が改定されます。

時間額793円（令和2年10月1日から）

この最低賃金は、県内すべての事業所、労働者に適用されます。

詳しいお問合せは、熊本労働局労働基準部賃金室（096-355-3202）

又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

2 中小企業支援事業広報用文書

働き方改革推進支援センターのご案内

働き方改革推進支援センターは、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など「働き方改革」に関連する様々なご相談に総合的に対応し、支援することを目的として全国47都道府県に設置されています。

同センターでは、「業務改善助成金」に関する各種お問い合わせにも対応しております。

熊本働き方改革推進支援センター

〒860-0041 熊本市中央区細工町4丁目30-1 扇寿ビル5F

T E L : 0120-04-1124

ご存知ですか？中小企業の最低賃金引上げを支援する業務改善助成金

事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、生産性向上のための設備投資などを行った場合、その設備投資などの費用の一部を助成します。

助成対象の事業場は、地域別最低賃金(793円)と事業場内最低賃金の差額が30円以内かつ、事業場規模が100人以下の事業場です。事業場内最低賃金が850円未満の事業場の場合助成率は4/5、850円を超える事業場は3/4です。

さらに生産性要件(※)を満たした場合、事業場内最低賃金が850円未満の場合の助成率は9/10、850円以上の場合の助成率は4/5となります。また、引き上げる労働者数により助成額の上限が異なります。

※生産性要件とは企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

【申請先】 熊本労働局雇用環境・均等室（096-352-3865）まで。

「業務改善助成金」のご案内

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

○活用事例はHPをご覧ください！

 生産性向上の事例集 厚生労働省

検索

概要

※申請期限：令和3年1月29日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
25円コース	25円以上	1人	25万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4／5 (※2) 生産性要件を満たした場合は 9／10 (※1)
		2～3人	40万円		
		4～6人	60万円		
		7人以上	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4／5 (※2) 生産性要件を満たした場合は 9／10 (※1)
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円以上】 3／4 生産性要件を満たした場合は 4／5 (※1)
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円以上】 3／4 生産性要件を満たした場合は 4／5 (※1)
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※2) 対象は、地域別最低賃金850円未満の地域のうち事業場内最低賃金が850円未満の事業場です。（令和2年4月13日現在）青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の32県。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出

審査
交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

支給

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

お問い合わせ先

- ◆ 全国47都道府県にある「働き方改革推進支援センター」にお問い合わせください。
- ◆ 「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。



申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。

【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。



詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

～・業務改善助成金の活用事例・～

業務改善

事例1 新型電子ミシンの導入による縫製作業の向上・縫製パターンの多様化

【所在地】岩手県 【従業員数】29人

【事業内容】織維製品製造業

【課題と対応】生産の効率化や品質の向上、働きやすさの向上などを図るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

縫製パターンが少なく、また作業工程が細かくて業務の効率化ができない状況でした。そこで、助成金を活用して新型電子ミシンを導入しました。

縫製作業の作業効率を上げたい



1日あたりの生産量が4割増大



常務
<独自の工夫>
トイレや空調等の社内環境の整備や社内イベントを実施することで、働く従業員のモチベーションを向上させることに注力している。

実施内容
新型電子ミシンを導入することで、生産量が4割増大した。また、最大100種類までミシン内に縫製パターンを覚え込ませることが可能となり、縫製パターンが多様化した。

成果
縫製作業量の増加により生産性が向上し、2人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を31円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

業務改善

事例2 リフト付き福祉車両の導入による送迎作業の時間短縮・人員配置の効率化

【所在地】茨城県 【従業員数】9人

【事業内容】放課後デイサービス

【課題と対応】車いすを利用する利用者の送迎時間・送迎人員を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

利用者の送迎時に車いすの積載を行なう際、複数の従業員が必要になってしまっている状況でした。そこで、助成金を活用してリフト付き福祉車両を導入しました。

送迎作業にかかる時間を短縮することで、利用者サービスを向上したい



5分～10分の乗降時間短縮と人員効率化



代表者
<独自の工夫>
風通しのいい職場環境を作るとともに、日報等の報告書の作成時間の効率化を図るために、仕事の見える化を進めている。

実施内容
利用者が車いすに乗せたまま車内に固定することで、付き添いが1人不要となった。今まで付き添い業務を行っていた職員を施設内の業務に配置できるようになった。

成果
送迎にかかる時間と人員の効率化によって生産性が向上し、2人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を50円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

事業主の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による 休暇取得支援助成金をご活用ください



▶▶助成金の対象

詳細は裏面をご参照ください

①～③の全ての条件を満たす事業主が対象です。

✓ 令和2年5月7日から同年9月30日までの間に (12月31日まで延長される予定)

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた**妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る)を整備し、
 ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて**労働者に周知**した事業主であって、

✓ 令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に (※)

③ 当該**休暇を合計して5日以上取得**させた事業主

(※新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間)

▶▶助成内容

対象労働者1人当たり **有給休暇計5日以上20日未満：25万円** *1事業所当たり20人まで
以降20日ごとに15万円加算（上限額：100万円）

▶▶申請期間

令和2年6月15日から令和3年2月28日まで

*雇用保険被保険者の方用と、雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。

*事業所単位ごとの申請です。

事業主の皆さんには、この助成金も活用しつつ、
妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。

支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページをご確認ください。

支給要件の詳細や具体的な手続、支給申請書のダウンロードはこちらから



https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html

厚生労働省 母性 助成金 新型コロナ

検索



熊本労働局 雇用環境・均等室に

本助成金及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口を設置しています

受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

申請先 熊本労働局雇用環境・均等室 (TEL096-352-3865)

〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階



詐欺にご注意ください。国や熊本労働局から、助成金の相談について電話等で勧誘することはありません。
 また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話等で問い合わせることはできません。

▶対象となる労働者

○新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、 医師または助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者

<新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置とは>

妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、医師や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講じることを義務付ける措置。適用期間は、令和2年5月7日から令和3年1月31日まで。



<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000628247.pdf>

▶対象となる有給の休暇制度

○就業規則における規定の有無、既存の特別休暇の活用

休暇制度の就業規則への規定はこの助成金の要件ではありません。

既存の特別休暇の対象に含まれることを明示して、労働者に周知することでも対象となります。

*ただし、常時10人以上の労働者を使用している事業主が、新たな休暇制度を設けた場合は、労働基準法に基づき、遅滞なく就業規則を変更し、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

○制度の周知方法

有給の休暇制度と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容について、

全ての労働者がその内容を知ることができるように、適切な方法により周知を行うことが必要です。

- (例) ・事業所の見やすい場所に制度の内容を掲示する
- ・制度の内容を記載した書面を労働者へ交付する
- ・電子メールを利用して労働者に制度の内容を送信する など

○休暇制度の整備及び周知の時期

令和2年9月30日までに制度整備と周知が必要です。

また、**令和2年9月30日までに制度整備と周知を行えば、制度整備と周知が労働者の休暇取得後であっても対象となります。**

○欠勤などを、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更した場合の扱い

対象となります。ただし、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更することについて労働者本人に説明し、同意を得ることが必要です。

▶支給額

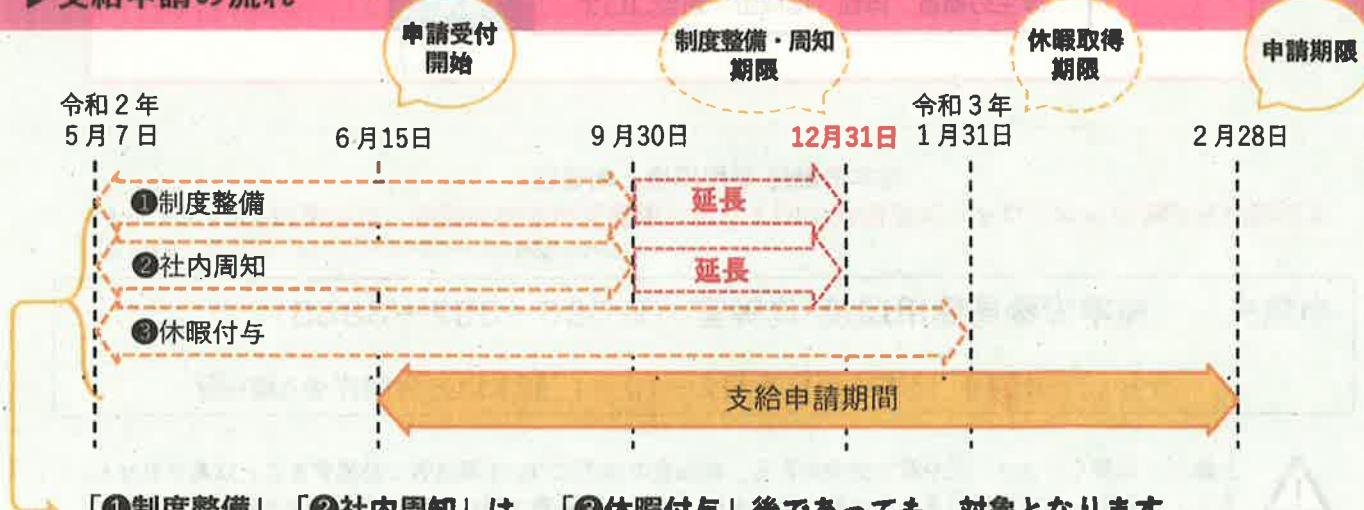
○連続して休暇を取得していない場合の支給額

連続して休暇を取得していない場合も、令和2年5月7日から令和3年1月31までの合計の休暇取得日数に応じて支給額が決定されます。

○同一の労働者について複数回の申請をした場合

2回目以降の申請では、その申請時点での合計の休暇取得日数に応じて支給すべき金額と前回までの申請で支給された金額の差額があれば、差額を支給します。

▶支給申請の流れ



※令和2年5月7日～令和3年1月31日：新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間

守ってね！最低賃金。

パート、アルバイトの方、学生さんも
パート、アルバイトの方、学生さんも
すべてのひとに適用されます。
すべてのひとに適用されます。
自分の最低賃金、ちゃんと調べようね。
自分の最低賃金、ちゃんと調べようね。

熊本県 最低賃金

793 円

↑
3円
UP

令和2年
10月1日から
[時間額]



雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金制度



最低賃金に関するお問い合わせは
熊本労働局または最寄りの労働基準監督署へ

熊本労働局ホームページアドレス
<https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/>

最低賃金制度って何？

働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されるんです。



確認の方法は？

(※1)
確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

1 時間給の場合

時間給	≤	最低賃金額（時間額）
円		円

2 日給の場合

日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≤	最低賃金額（時間額）
円		時間		円		円

3 月給の場合

月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≤	最低賃金額（時間額）
円		時間		円		円

4 上記 1, 2, 3が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精勤手当、通勤手当および家族手当

（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしまょ！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金の引上げを支援します。

最大450万円を助成

業務改善
助成金

「業務改善助成金」は、生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくは、こちら [業務改善助成金](#) 検索

賃金引上げを
支援する助成金を
積極的に
利用しましょう。



専門家による無料相談を
実施しています。

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援センター](#) 検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援資金](#) 検索

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。
(R2.9)